

第2回瀬戸市居住支援協議会 議事録

開催日時：令和3年7月26日（月） 午後1時30分から午後3時30分

開催場所：瀬戸市役所 4階 庁議室

出席者：22名

1 令和3年度事業計画について

・令和3年度 予算・事業スケジュール

資料①、②、③について説明

<質疑やご意見>

- パンフレットの相談先については、年代で区切ると40歳から64歳の方の相談先がない。「生活に苦しい方」といった枠組みがあると、すべての世代を繋ぐことができないのではないかと。
- 住まい探しから退去までの流れのなかで、実際携わっている方に入れた方がいい内容等あれば意見を伺いたい。特に、若い世代だと高齢者とは別の問題が発生することも想定される。
- 名古屋市社会福祉協議会が実施する“なごやかエンディングサポート” (<https://www.nagoya-shakyo.jp/bunya/senior/page-974/page-6232/>) では、高齢者が亡くなった場合のサポートができるような仕組みがあるので、瀬戸市でもこのようなニーズが生まれてくると考えられるので、関係する事業者が検討いただけるといいのでは。
- お亡くなりになった際の費用について心配される方が多く見えます。特に高齢者の方から相談を受ける場合、死後の対応で問題なく出来ると思っているという方も多く困惑している。居住支援の立場からもいろんな部分のお金の面でのフォローができるといいのではないかと。
- 亡くなった後に葬儀や遺品の整理等が必要になるが、成年後見人がついていてお金が支払える状況の方でも、身元保証付きの賃貸だと、成年後見が関わりづらいことも問題点としてある。お金の支払いを含めた金銭管理になっているところが問題と感じている、管理会社が身元保証と契約していることから、払わないと入居できない・・・という問題があるが、県営住宅等では、すでに身元保証を外していくという流れがあるので、民間の住宅についても、後見制度を使用して財産管理ができるという形に緩和できるといいと感じている。

2 住宅確保用配慮者について（名古屋保護観察所による講話）

名古屋保護観察所 社会復帰対策官より

- ・更生保護パンフレット、資料「更生保護における住宅確保用配慮者」に沿って説明。

<質疑やご意見>

- 生保受給が決まり、居住支援で住宅確保できないか、という相談があった。居住先の確保が難しい状況ではあったが、構成団体さんの地域貢献という形で連携をとってなんとか住宅を確保できたというケースがあった。家賃は生活保護費があったことで支払いはできていたものの、仕事も見つからないまま、暴力沙汰になったことで同じ場所にまた住むというのは難しいと思った。
雇用先を探すにあたって、協力雇用主というのはどこかに掲載しているのか。
→保護観察所に登録いただいているが、公にしているところとしていないところがある。
その方の立場によって、保護観察所が積極的に関わられるかは変わってくることが多い。
- 保護観察期間満了後であると保護観察所と連携してというのは難しい。保護観察期間中の者であれば、保護観察所が関与し、更生保護就労支援事業所や身元保証制度などを利用しながら、協力雇用主の下での就業につなぐこともある。保護司、居住支援で連携してかかわっていく必要があるのか。(まごころ大秋氏)
→保護司は処分の一環で行っているのが、関わられる期間が過ぎてしまうと、対応できなくなる。
地域定着支援センターの業務として動く場合は、対象者が決まっている。
- 再度刑務所等から出てくるといった場合に、なかなか受け入れてくれる不動産屋を探すのは難しい。相談先としてどのような場所があるのか。(まごころ池本氏)
→刑務所から仮釈放となった者は保護観察に付され、又、満期出所した者についても、更生緊急保護の対象で本人から保護の申出があれば、保護観察所に関与することは可能。その際、更生保護施設や更生保護就労支援事業所等につなげることもできる。
- 地元で暮らしたい、と言って瀬戸に帰ってくると友人と会える状態で更生の妨げになっているように感じているが、“地元に戻ってくる”という場合と再犯率の相関があるのか。
→少年院からだとも相関は高い。また、知らない土地で一から頑張れるかというところも難しい部分があるように感じる。